

## 第 51 回大阪府環境影響評価審査会会議録

開 催 日 平成 29 年 5 月 18 日 (木)  
場 所 大阪赤十字会館 4 階 401 会議室

【司会：佐藤総括主査】

定刻になりましたので、ただ今から、第 51 回大阪府環境影響評価審査会を開会いたします。本日、進行を務めます、環境管理室環境保全課アセスメントグループの佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

この審査会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従い、公開としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪府環境農林水産部環境管理室長の中西から、一言ご挨拶申し上げます。

【中西環境管理室長】

環境管理室長の中西でございます。

環境影響評価審査会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本審査会にご出席いただきありがとうございます。

また、日頃から大阪府の環境保全行政の推進にご協力をいただきましてありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

さて、本日ですが、前期からの引き続きの委員 9 名に新たに 6 名の委員をお迎えしての委員改選後の初めての会議となりますので、本審査会会長の選任をいただきます。また、本審査会の運営要綱の改正についてご審議いただきます。

次に、京都府環境影響評価条例に基づく計画段階環境配慮書について、事業者からの説明と質疑応答を予定しています。

最後に、技術指針の改定についてですが、環境基準の改正に伴う所要の改定と、事後調査における措置状況の報告等の明文化についてご審議をいただくこととしています。

本日の議題 3 でご審議いただく配慮書は、枚方京田辺環境施設組合が京都府に提出した「可燃ごみ広域処理施設整備事業」に係るもので、京田辺市で計画されていますが、大阪府との境界に位置し、環境影響を受けるおそれがあると想定される地域に枚方市が含まれています。そのため、附属機関条例をこの 3 月末に改正し、本審査会で担当する事務を本府に隣接する府県の案件で大阪府知事が意見を述べるものにも対象を広げ、本審査会で環境の保全の見地から調査審議いただくものです。

委員の皆様方におかれましては、本審査会での検討結果の取りまとめまで、多くの時間をいただくこととなりますが、どうぞよろしくご検討いただきますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

【司会】

それでは、委員のお手元に配付しております資料の確認をお願いします。

議事次第、審査会委員名簿、名簿の裏面に配席表、資料 1 運営要綱の改正案の新旧対照表、資料 2-1 諮問文、資料 2-2 配慮書本体、資料 2-3 配慮書の要約書、資料 2-4 配慮書の概要、資料 2-5 手続の流れとスケジュール案、資料 3 技術指針の改定案、参考資料 審査会規則、附属機関条例の抜粋、京都府アセス条例の抜粋、ファイル綴じしている技術

指針でございます。あわせて委員の皆さまには、出席確認票をお配りしております。

出席確認票につきましては、お手数でございますが、ボールペンでお名前をご記入いただき、お帰りの際、机の上に置いていただきますようお願いいたします。

次に、今回の審査会は昨年9月の委員改選後、初めての会議ですので、委員のご紹介をさせていただきます。

まず、新たにご就任いただきました委員でございます。奈良大学教授 魚島委員でございます。関西大学教授 岡委員でございます。大阪教育大学准教授 岡崎委員でございます。まだ、お越しになっていませんが近畿大学教授 翁長委員、奈良女子大学准教授 片野委員でございます。京都大学大学院教授 東野委員でございます。続きまして、前期に引き続き、ご就任をいただきました委員でございます。関西大学教授秋山委員でございます。京都大学名誉教授津野委員でございます。甲南女子大学教授中野委員でございます。神戸学院大学教授前畑委員でございます。日本野鳥の会大阪支部会員又野委員でございます。

なお、関西学院大学大学院教授 曾和委員、龍谷大学教授 市川委員、京都大学大学院准教授 島田委員、京都大学大学院教授 高岡委員も引き続きご就任いただいておりますが、本日は都合によりご欠席でございます。委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

審査会規則第5条第2項に「審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されています。本日は、委員数15名中9名がご出席ですので、審査会規則に基づき会議が成立していることを御報告いたします。

それでは議事に移りますが、はじめに審査会会長の選任を行います。

審査会規則第4条第1項に「審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める」と規定されております。どなたかご推薦がございますでしょうか。

**【秋山委員】**

前期の審査会で会長代理をお務めいただいた津野委員を推薦したいと思います。

**【司会】**

ただいま津野委員のご推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」との声があり)

**【司会】**

ありがとうございます。津野委員よろしいでしょうか。

(津野委員了承)

それでは、津野委員に会長にご就任いただきます。お手数ですが、会長席の方にお移り下さい。

それでは、以後の進行につきまして、津野会長、よろしく願いいたします。

**【会長：津野委員】**

津野でございます。委員の皆様方におかれましては、議事運営にご協力の程、お願い

します。審査会規則により「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」となっていますので、指名させていただきます。

私としては、東野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席委員了承)

それでは、どうぞよろしくお願いたします。お手数ですが、会長代理席の方にお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、議題2「大阪府環境影響評価審査会運営要綱の改正について」の審議に入ります。それでは事務局からご説明をお願いします。

**【事務局：加藤課長補佐】**

環境保全課アセスメントGの加藤でございます。

これまで大阪府環境影響評価条例において知事意見を述べる際には審査会に意見照会し、大阪府環境影響評価審査会運営要綱に基づく専門調査会において、それぞれのご専門の分野で調査等をしていただいておりますが、全庁的に審議会等の部会についてより効率的な運営をする方針が出されており、当審査会の部会についても運用要綱を見直し、事案に応じて必要な専門調査部会を開催し、調査等をいただきたいと思いますと考えています。

改正内容については、資料1をご覧ください。これまで専門調査会の根拠を運営要綱においておりましたが、それをより明確にするため第1条で大阪府環境影響評価審査会規則第6条を根拠に加えしました。また、第2条で部会の設置を具体的に条文で規定し、第5項で部会を招集する暇のない場合などは個別に委員から意見を聴取することで部会に代えることができる規定と第6項で必要に応じて関係者の出席を求めることができる規定を定めております。

第4条でこの要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審査会長が定める項目を規定しています。裏面をご覧ください。これまでは専門分野毎に専門調査会として調査審議いただいておりますが、関連性の高い分野ごとに統合し部会としております。

部会の運営に関しましては これまでは報道提供せず非公開で開催しておりましたが、今後は部会開催についての報道提供を行います。会議の公開については、会議を公開にするとより専門的で詳細な情報の提供を事業者から受けられなくなる恐れや委員の率直な意見の交換ができず、結果的に適正な審査結果を示すことができない恐れがある場合は、情報公開条例により非公開とすることができますので、原則非公開といたします。

なお、部会の結果については、概要をホームページなどで公表いたします。

次に部会の委員案ですが、別添の大阪府環境影響評価審査会委員名簿をご覧ください。各専門に該当する部会の委員として調査審議いただきますが、事業計画部会については、会長と行政法、環境法の曾和委員は事案に関わらず参画していただき、事案により他の部会から2名程度選任した委員とで構成された部会として調査審議いただきたいと思います。

本要綱の改正については、審査会規則により、会長が決定することとなっていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

【会長】

ただいま、要綱の改正案について提案がありましたが、何かご質問やご意見ご異議はございますでしょうか。

(出席委員了承)

それではご異議もないようですので、改正案のとおりとし、専門調査部会を設置することとしたいと思います。議題2についてはここまでとします。

次に議題3「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」についての審議に入ります。

本件は、これから審議を行う案件ですので、まず本審査会の諮問を受けたいと思います。

【中西環境管理室長】

それでは私のほうから知事に代わりまして諮問文をお渡しさせていただきます。

大阪府環境影響評価審査会会長様、大阪府知事 松井 一郎

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について諮問。標記について、京都府知事に対し環境の保全の見地からの意見を述べるにあたり、貴審査会の意見を求めます。

【会長】

承知しました。

(諮問文手交)

【会長】

それでははじめに事務局から、本案件の環境影響評価に関する法令上の取扱いについて説明をお願いいたします。

【事務局】

本案件の環境影響評価条例上の取扱いについて、説明させていただきます。

まず、資料2-3、配慮書の要約書の1-2ページをご覧ください。本事業につきましては、京都府京田辺市内に処理能力168トン/日の一般廃棄物焼却施設を整備するもので、京都府環境影響評価条例の対象事業となっております。

京都府環境影響評価条例については、参考資料の方を見ていただきますと、第7条の2で事業等の計画の立案の段階において、技術指針に基づき、当事業にかかる環境の保全及び創造のために配慮すべき事項について検討を行わなければならないとして、配慮書の作成を事業者に義務付けております。

それと裏面に第39条で隣接府県の知事との協議というところで、計画段階関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に関する環境影響評価等その他の手続きにおいて当該地域の存する府県の知事と協議するものとなっ

ております。

本事業により環境影響を受ける恐れがあると想定される関係地域に枚方市が含まれていることから、大阪府として環境保全の見地からの意見を京都府に述べることとしましたので、本審査会に専門的事項に係る意見について諮問をしたものです。以上です。

**【会長】**

続いて、事業者から事業概要と配慮書についてご説明をお願いいたします。

**【事業者：枚方京田辺環境施設組合 竹嶋参事】**

皆様、改めましておはようございます。私は枚方京田辺環境施設組合の参事をしております、竹嶋と申します。本日は、皆様方、何かとお忙しい中、私どものために、大阪府環境影響評価審査会を開催いただきましてありがとうございます。

それでは、計画段階環境配慮書の説明をアセス担当である主幹の神田より説明させていただきます。

**【事業者：枚方京田辺環境施設組合 神田主幹】**

改めまして、枚方京田辺環境施設組合の神田と申します。

それでは、前の方でパワーポイントを使いまして説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、環境影響評価については、先ほど大阪府様の方から概要の方を説明させていただきましたが、京都府環境影響評価条例の手続きの流れとしましては、配慮書、方法書、準備書、評価書の流れになっていまして、現在、事業計画を作成する前の配慮書の手続きの段階となっております。次（のスライドへ※以下同じ）お願いします。

それでは、対象事業の目的及び内容の説明を、まず私の方からさせていただいて、そのあとの複数案のところからは、私どもの委託業者の方から説明させていただくという段取りでさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。次お願いします。

事業者の名称でございますけれども、枚方京田辺環境施設組合が事業を実施いたします。第一種事業の名称といたしましては、枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業でございます。種類といたしましては一般廃棄物焼却施設設置の事業となります。

この対象事業の目的でございますが、枚方市では東部清掃工場（平成 20 年 12 月稼働）と、穂谷川清掃工場（昭和 63 年 3 月の稼働）の 2 つが稼働しておりますが、後者の老朽化が著しいことから新たな処理施設の整備が喫緊の課題となっております。

また、京田辺市では、環境衛生センター甘南備園焼却施設、こちらも老朽化したことから後継施設の計画が必要であったという状況のなか、両者話し合いをした中で広域処理ということで基本合意書が平成 26 年に締結され、可燃ごみ広域処理施設を共同で建設することで、ごみ処理を行っていくこととなりました。その可燃ごみ広域処理施設を平成 35 年度の稼働を目指して整備を行うものであります。次お願いします。

こちらが事業実施想定区域の位置でございます、ちょうど枚方市と京田辺市の境、

枚方市の東部地域と京田辺市の北西部地域にあります、国道 307 号が東西に走っているところの、今現在、甘南備園焼却施設がありますが、こちらの南側の赤線で囲われた地区を事業実施想定区域といたしまして、まず国道 307 号から京田辺市が整備予定の京田辺市道を入り口としてこのあたり（注：赤い線で囲まれた中央付近）に施設を建てて車両の進入路としては整備予定の市道を使用します。こちら（注：写真の左側で敷地と国道 307 号が接する部分）については緊急路的な使い方をするという計画をしてございます。次をお願いします。

この施設位置の検討経緯ですけれども、枚方市では都市計画指針等に示された基準等を検討した結果、東部清掃工場用地が最適とされましたが、広域処理する場合は京田辺市域にも適地を求めることができるとされました。

また、京田辺市では甘南備園で焼却施設が更新されていた経過があつて、都市計画運用指針等にも示された考え方に十分に配慮されていることから、甘南備園が最適とされました。以上を踏まえまして、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら、両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討協議した結果、甘南備園焼却施設の稼働時期のほうが穂谷川清掃工場よりも早いこと、それに向けて、大規模改修や更新計画を先に進められていたということからも、京田辺市の候補地での建設を選択するのが合理的と考えられました。

以上のことから、ごみ処理施設整備基本構想で、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、甘南備園の地域で建設を進めることになった、ということで、適地はそちらの方に決定をしてございます。次をお願いします。

この可燃ごみ処理施設の整備にかかる基本方針ですが、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性等を考慮し以下の基本方針に基づいて整備するというので、①環境保全性、②資源循環性、③安定稼働性、④経済性を方針として設定をしてございます。次をお願いします。

事業の規模でございますが、種類はごみ処理施設です。処理方式はストーカ式焼却炉としております。処理量としては一日当たり 168 トンとなっております。次をお願いします。

環境保全目標でございますけれども、大気の方ですが、法令の排出基準等や、近くの東部清掃工場の自主基準値もしくはより厳しい値を設定することとして、こちら（注：大気の表の中欄）が法令の基準で、こちら（注：大気の表の右欄）が計画目標値ということで、こちらが東部清掃工場の自主基準値もしくはより厳しい値を設定するという形になってございます。水質、悪臭、騒音・振動についても、それぞれの法令基準を満足するというので計画をしてございます。次をお願いします。次いで、関係車両の主要走行ルートでございますけれども、今現在国道 307 号が枚方市から京田辺市の東西を貫いて通っており、そこに施設を建てることから、主にこちらが主要なルートになるという

ことで考えてございます。次お願いします。

建設の施工計画でございますけれども、完成には、造成工事で 1 年、プラント工事の設計 1 年、施設建設 3 年で、4 年間をかけて施工するというところでございます。次お願いします。

この施設を建てるにあたりまして環境配慮方針を 3 つの点から考えております。まず生活環境としてこの 4 つの項目を環境配慮方針としております。次に、自然環境としてこの 3 つの観点を考えてございます。次お願いします。

資源循環・環境負荷としては、この 5 つの項目を環境配慮方針として掲げて事業を行って参ります。今までの事業内容の詳細でございまして、次から計画段階関係地域の設定になり、こちらについては私どもの委託の受注業者の方からご説明させていただきまので、よろしくお願ひいたします。

**【業務受託業者：パシフィックコンサルタンツ株式会社】**

はじめまして。私は業務の方を受託しております、パシフィックコンサルタンツの藤田と申します。

この計画段階関係地域の設定以降、ちょっと時間の関係もありますので主要な点についてご説明させていただきたいと思ひます。

まず、計画段階関係地域、これは条例の中で、影響を受ける恐れのある地域という形で定義されているものですが、これについては、特に広域的に影響が生じると想定される煙突排ガスによる大気質の影響、近傍の既存の類似する東部清掃工場のアセスメントの中で排ガスの予測がされていまして、その影響評価の結果の最大地点の距離を踏まえて、計画地から半径約 2km 程度の範囲、この図面で赤枠で示している範囲ですが、この範囲を当該地域という形で設定しております。

その結果、この赤枠の中に京都府の京田辺市の他、大阪府の枚方市が入っているということで、今日ご審議いただく運びになっております。

次に主な地域の概況ということで、お手元の茶色い配慮書の中では、いろんな既存の文献資料を収集整理し、掲載しておるのですが、今日の説明資料ではそのうちのいくつか代表的なものを掲載させていただいています。まず、最初この一枚目、大気質の関係ですが、計画地の周辺です。凡例がちょっと小さいですが、たとえば一般環境大気測定局ですと、この緑の丸のところ、京田辺側と枚方側に一箇所ずつ近傍に測定局がありまして、その濃度の測定結果で見ますと、環境基準と照らすとそれは満足しているような状況にある地域だということでございます。

その他、騒音振動の関係の概要と、その次のページが景観の関係のページですが、時間の関係で今日は割愛させていただきます。

次に複数案の設定です。まず、京都府の条例の技術指針の中では、配慮書の段階では事業が実施されるべき区域の位置、規模又は工作物の構造もしくは配置、この 4 つの分類の中から、適切な複数案を設定することということで規定されています。



今回の事業につきましては、先ほど施設組合からも説明がありましたけれども、区域の場所はもう決まっているというところもありますし、事業の規模・処理能力等についても必要なごみ量を処理できないといけないということで、この前者の 2 つを複数案に設定することができないところがありますので、今回は後者の 2 つ、まずは施設の配置に関する複数案を 2 案設定しております。

それと、工作物の構造に関する複数案ということで 2 案、この 2 項目の観点での複数案を設定しております。

このページは、この具体的な複数案の内容でございますが、まず上段が、施設の配置に関する案ということで、主な違いは道路から見てこの区域の範囲がちょっと高台になっているのですが、そこを若干整地して、広場を作るわけですけど、X 案の方は計画地盤高、掘り下げるところの高さを 120m までにする案、これはできるだけ掘削土量を減らした方がいいというところに着目した案でございます、その対案としての Y 案としては、5m 程もう少し下に掘り下げるもので、この現道である国道 307 号から施設のところまで車両が入って行くときの、縦断勾配がある区間を短くできるという特徴があって、その観点で設定しているわけでございます。また、工作物の構造に関する案につきましては、今回ごみ処理施設ということで煙突が出来るのですが、その煙突の高さを 100m、これは既存の東部清掃工場の煙突の高さが 100m になっておりますが、それに準じた高さを採用する案と、その対案の B 案としては全国的には航空法との関係等もありまして、59m に設定している例が全国的には多くなっていると思います。その高さを設定しております。

次に、計画段階配慮事項ですが、これは今回設定した複数案を踏まえて、この配慮書の中で調査予測評価を行う対象項目を選定する部分でございます。

その選定方針ですが、条例の技術指針の中では、ポイントとしては、事業による影響要因が環境要素に及ぼす影響の重大性について留意した上で選定する、検討することということで示されております。今回の場合、先ほど事業者の方から説明があった事業特性と地域の特性を踏まえて考えたときに、重大な影響が生じる可能性がある項目が生じる可能性は低いだろうというふうには考えておりますが、今回配慮書の手続きの主旨を考える中で、設定した複数案の間で影響の程度が異なると想定される主要な項目、この主要な項目というところで住民さんの関心の高さ等も想定した上で選定を検討しました。

この表がその選定結果の表になりますが、この表でこの赤と青で示したところを選定しております。この赤枠で示したものは、工事中の運搬車両の運行に伴う大気質の影響について評価しましょうと、青で示したところが、施設が出来上がったあとに、煙突があるので景観の影響が出るのではないかとということと、煙突から排ガスが出ますので煙突排ガスの影響が出るかもしれないということで、供用時の大気と景観というものを対象に選定しております。

今選定しました、3 つのそれぞれの項目についての予測及び評価の結果をご説明いたし

ます。まず、工事用車両の予測の関係ですが、現状の調査としましては関係車両の走行ルート、先ほど国道 307 号が主要な走行ルートになると想定しているというお話がありましたけれども、その道路沿道の状況を簡単にまとめております。

次に予測の関係ですが、今回その配置の違いによる複数案で、掘削土量が違ってきます。掘削した残土を実際どういう形で場外処分するのかとか、施工計画としてどれくらいの期間で土の移動をするのかとか、その辺の詳細な計画は現時点で計画できる状態ではありませんので、掘削土量の違いを仮にすべて場外搬出するということを仮定したときの台数換算したときの負荷量の違いを考慮して、定性的に比較・予測することとしております。

予測結果ですが、定性的な予測なので文字表現になっておりますけれども、結論としてはこの X 案、地盤高を高め設定の方が掘削土量が少なくすむので、運搬車両の負荷の観点でもこちらの Y 案よりは相対的に影響は小さくなるであろうというまとめとしております。

次に、工事車両の環境配慮の方針ということで、定量的な評価はしておりませんが、何らかの影響はいずれの案でも出ることは考えられるだろうという中で、この配慮書の手続きの中の主旨として、計画段階での環境配慮を考えていこうということに留意しまして、現時点で実施して行こうとする環境配慮の方針をここに記載させていただいており、工事の実施に当たっては、複数の工程が集中しないように車両の分散に努めるところに留意をして今後施工計画を検討する方針で考えております。四角で囲っておりますが、現時点で、詳細な計画条件を設定できる状況ではないので、先ほどのような定性的な比較評価に留めておりますけれども、今後方法書以降のいわゆる従来のアセスメントの手続きが控えておりますが、その中では、これらの項目についても選定をして、実際交通量がどれくらいあって、騒音・振動がどれくらい出ているのかという現地調査を实际したうえで、なおかつ施工計画も今後の方法書以降ではある程度固まってくるので、そういった条件を踏まえて、今後詳細な予測評価、必要に応じた対策の具体的な検討というのはしていくことになろうかと考えております。次に大気質の関係です。

まず、現状の把握につきましては、まず上の方、濃度ですけれども、先ほど、一般環境大気測定局が枚方と京田辺に一箇所ずつあります、というお話をしましたが、その濃度を上の表に掲載しております、下の表は気象の状況ということで、計画地に最も近い京田辺の気象観測所の風配図をここに記載しております。この辺の条件を踏まえて、次の影響の予測をしております。煙突排ガスの影響予測ですが、煙突排ガス、煙突から出てくる排ガスの排出濃度については、施設の基本計画の中で定められているのでそれは考慮できるのですが、実際処理方式としてはストーカ式を採用するという事は決まっていますのですけれども、実際どれくらいの排ガス量が出てくるかはプラントメーカーの特性によっても違ってくる部分があるので、計画値として示すことができませんので、既存の類似施設の実績の値のうち、高めの値を適用して、安全側での予測をすることと

しております。

この予測の方法としましては通常のアセスメントの段階でよく用いられていますブルーム式・パフ式という拡散式を用いて、年平均値を予測するという方法をとっております。

下の表が予測評価の結果になります。物質項目ごとに予測値を示していますが、この表の真ん中の②番の寄与濃度（年平均値）というところを見ていただきますと、たとえば二酸化硫黄についてA案とB案を比べていただくと、B案の方が少し二酸化硫黄濃度は高くなっていると見てとれると思います。

B案の方が煙突高さが低いので、拡散しにくいという特性があろうかと思えます。ただし、これをバックグラウンドと足し合わせた将来濃度（①+②）としては、二酸化硫黄濃度がバックグラウンドに対してかなり桁が違うレベルの小さいところに留まっている関係で、将来濃度としては、A案もB案も大差ないだろうと、両案とも影響は同程度だろうと評価をしております。

予測結果のコンター図ですが、煙突高さが100mの場合と59mの場合の等濃度線を描いておりますが、一番濃度が高くなるのが、この星印をつけているところで、計画地の南東方向約700m程度のところに出現するだろうというふうに予測しております。

環境配慮の方針、先ほどの騒音等の運搬車両と同様ですが、現時点の方針としましては、煙突から発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を基本計画で設定しておりますけれども、それを遵守できるように、建設していくということで考えております。大気についても、実際現地の気象データが測定できてない状況ですので、既存の京田辺の気象観測所のデータを使って予測しておりますが、今後の段階では実際現地の通年の気象観測等、詳細なデータを取った上で、しっかりと今後検証して行くということが必要と考えております。

次に、景観です。景観については、施設方向を眺望できる可能性のある場所ということで、文献から抽出した地点が3地点あります。現況としましては、3箇所から計画地方向を眺望できるかどうか現地踏査による確認をしたのですけれども、その結果、この甘南備山からはこちらの計画地方向は視野が開けてないということが確認できましたので、今回の影響予測では②番と③番のところからの眺望景観の変化というところを予測することとしております。

予測条件につきましては、施設の建物の形状については想定が難しいので、煙突の構造物だけを考慮して予測しておりますが、100mの場合と59mの場合というところで比較することとしております。後ほど、各地点で作成したフォトモンタージュについて紹介しますが、結論としては、眺望点が、計画地から大体3kmから4kmぐらい離れているということもありまして、若干その高さの違いはあるので、違いは出て来るのですが、眺望景観の観点でみると、ほぼ差異はないだろうと、景観の変化は眺望点からのごく一部の範囲に限られるということの特徴についてはA案もB案も同様だと

いうことでまとめております。次のページが、各地点別のフォトモンタージュですが、これは、西側の枚方側の国見山からですが、この場所から実際既存の甘南備園の煙突が若干小さく見えるのですけれども、その脇に建てる新施設の煙突はこの樹木の関係で視認できないであろうということで予測しております。こちらが、東側の京田辺側からの眺望点ですけれども、既存の甘南備園ですとか、東部清掃工場の煙突も若干見えます。将来的にできる新施設の煙突も、ちょっと小さくて非常に見えづらいと思いますけれども、いずれの案でも見えます。ただ、この地点は大体 3.8km 計画地から離れているというところもあって、風景の状況が大きく変わることはないということで考えております。環境配慮の方針としては、景観にも配慮しながら計画を検討していくということで、記載しております。

最後にまとめということで、総合評価ですけれども、施設の配置に関する案、造成高さを 120m と高く設定した方が運搬車両の影響の観点で相対的に優れている、影響は少ないだろうと、煙突高さの観点でいきますと、景観の観点では差異がないと考えておりますけれども、煙突排ガスの観点で寄与濃度の違いのところと比較すると、100m 案にしたほうが若干拡散が促進されて寄与濃度が小さくなるという特徴があるので、総合的に考えると 100m 案の方が環境面からは優位ではないだろうかということでもまとめております。

以上で配慮書の内容は終わりになりますけれども、今後この配慮書で検討した結果、こういう案が環境面から優れているということも留意しつつ、いくつかご紹介しました現時点で考えています環境配慮の方針を考慮のうえ、具体的な事業計画を今後検討していくということになるかと考えております。以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。パワーポイント、また、使うかもしれませんのでその状態で進めさせていただきます。

只今、事業者の方から説明をいただきましたが、何かご質問等ありますでしょうか。

#### 【中野委員】

ご説明を受けまして、配慮書の目的は X 案 Y 案どちらがいいかとか、A 案 B 案どちらがいいかとか、比較するのが目的のように聞こえます。そういうことなのですか。

配慮書の目的は、相対評価をしてどちらがいいかと決めるということではないと思います。事業そのものの環境影響が小さくなるように配慮するということがはじめに来ないといけないと思います。

今のご説明のように、比較評価して X と B に決めるとかに聞こえますが、どうですか。

#### 【業務受託業者】

基本的には、京都府条例の中で複数案を設定しなさいと規定されていて、その複数案に伴う影響をそれぞれ予測することも規定されています。

複数案毎にある環境要素の観点で評価をしたときに結果的に何らかの違う結果が出てくると思います。

条例の考え方の部分になるかもしれませんが、当方の認識としては、事業計画を決めていく中では、環境面の配慮だけではなくて、コストや安全性であるとかいろいろな側

面を考慮して総合的に決めていく必要があるという認識です。

環境面で一番優れている案と事業計画的に一番優れている案が相反するケースが出てくるのは当然あり得ると考えています。

その場合、配慮書の手続きで環境面から最適案と評価した案どおりに事業計画を作成していかないといけないかどうかというところ、そこまでは求められていないと認識しています。

そういった観点からいくと、評価した結果を踏まえて、計画段階でできる配慮する内容を考えていくというところが重要と考えています。

#### 【中野委員】

選択肢で決めようというのではなくて、目的そのものが環境影響をできるだけ少なくするためにどう配慮すればよいかというところが大事です。

計画段階配慮事項の選定・非選定の理由が重要です。選定されている項目であります、何故選定したのか、選定しなかったのかがより重要だと思います。

この事業計画そのものを環境配慮するためには、二酸化炭素排出量がここには入っていませんが、地球温暖化への影響は考えなくてよいのでしょうか。

#### 【業務受託業者】

確かに施設が供用したとき、ごみを燃やしますので温室効果ガスは出ますが、それについては、設定するごみの処理量が変わらないので、供用後の温室効果ガス量の違いは出てこないと考えています。

工事中の運搬車両の関係で大気汚染と騒音・振動は対象にして評価しておりますが、これ以外にも、温室効果ガスにも差が出るという御意見をいただくことがよくありますが、車両から排出される温室効果ガスについては、主要な走行ルートでいうと国道 307 号の現況の交通量が 1 日 15,000 台ぐらい走っておりまして、これに対し、工事用車両の台数がどれぐらいになるのかと言いますと、施工計画はまだ決まっていますが、多くてもせいぜい数百台以内だと思います。工事用車両の寄与が現況の自動車交通による影響に占める割合のごく一部になると考えます。

温室効果ガスは、自動車だけでなく、いろいろな排出源があるので、地域で広域的にとらえて評価していくべきものと考えながら、温室効果ガスについては設定していないということです。

#### 【中野委員】

複数案で設定した場合に差がないから設定しなかったというわけではなくて、あまり影響がないのであれば、どういう理由で選択しなかったとか、全体に地球温暖化に関心がある中で、選定しないならしない理由をきちんと記載すべきだと思います。

#### 【業務受託業者】

計画段階配慮事項の選定の考え方のところ、条例の技術指針の考え方を先ほど紹介しましたが、影響の重大性に留意して選択するとある中で、先ほどお話しさせていただいた 1 日 15,000 台に対してごく一部ですよ、それ以外に発生源がありますよという中で、プラスアルファされることによる影響については重大ではないと考えているのが非選定の主な理由です。

#### 【中野委員】

XY 案や AB 案が記載されているが、今後の方法書以降もこのような形で出てくるので

しょうか。配慮書の中で複数案を検討しましたという形で1本に絞られたもので方法書以降進んでいくのでしょうか。それはいかがでしょうか。

**【業務受託業者】**

配慮書での検討結果を踏まえて、事業計画を作成するという流れになっていくので、方法書以降では基本的に複数案はなくて、ある想定する1つの事業計画を設定して、それに対する影響を詳細に検証していくことになるかと思います。

**【前畑委員】**

要約書の3-5頁の3-3計画段階配慮事項の選定では、1段落目に影響要因、環境要素に及ぼす影響の重大性について、客観的かつ科学的に検討となっています。

それ以降の記述を見ると、客観性や科学性に欠ける表現が相当あります。

例えば、3-8頁の表の中ほどあたりに、動植物・生態系の選定・非選定理由として「工事の実施に伴い動植物の生息・生育場所の改変が生じるが」とありますが、客観的に記載すれば、改変が生じるのではなく消失するわけです。

意地悪な言い方をすれば、ここでは内容がすりかえられています。面積が変わらないからと関係ないことが記載されています。おかしいのではないのでしょうか。どうされますか。もう少し、客観的に科学的に記載してほしいです。

**【業務受託業者】**

配慮書の中で記載している理由とは少し異なる説明になるかもしれませんが、基本的にはこの配慮書の段階では、計画の自由度が幅広くあり得る段階での環境面での検討段階なので、通常の方法書以降の段階で実施するような詳細な現地での生物の確認調査などを実施するのは難しい側面が現実的にあると考えています。

保全対象物の有無の情報については、基本的には文献資料に基づいた生息状況等について整理しています。

文献調査の範囲では特に重大な影響を及ぼすような主要な生物の生息環境などの確認はできていない中で、重大な影響は、現時点の情報に基づくと考えにくいのかというところで今回は選定しておりません。

**【前畑委員】**

お答えになりにくいと思うのですが、重要な生物が棲んでいないというのは、10年以上も前の資料を使用して言えると思いますか。生き物というのは、絶えず変化しています。そういう環境が適した重要な種の生物がそこに棲んでいて、場合によっては、核となる箇所があってそれがなくなれば、生物を保存できないことも当然考えられます。

それができないのであれば、客観的かつ科学的に検討という表現は削除すべきかと思います。これは事業者が回答することではなく、大阪府が回答することになるのでしょうか。どうするのでしょうか。不安で仕方ないです。

**【会長】**

大阪府というか京都府の条例に基づいた手続きをやっていますので、大阪府というよりは京都府ではないかと思います。

計画段階のアセスというのは、実際に調査してやるというよりは、文献で現在あるもので、希少種があったり、重要な生物がいれば、何らかの形で資料として出てくるであろうということを前提にしておきまして、事業者の方に私が逆に聞きたいのは、次の方法書のときに生物を全部とばすわけではないのですよね。あくまでも、今の段階でわか

っていることでやっていると理解しているがよろしいでしょうか。

**【事務局】**

事務局から説明させていただくと、京都府の条例であります。大阪府としても配慮書については基本的に複数案で検討しなければならないX案とかいう形で4パターンがあるわけですが、それについて差異があるということです。

それぞれどういう配慮をしなければならないかというところで計画段階配慮項目が選定されておりまして、委員からご指摘のあった、他の項目についても何も環境配慮をしないとか、考えていないとか、審査をしないというわけではありません。

あくまで、配慮書というのは、複数案で差異がある分について優劣をつけたり、その優劣をもってこの審査会でこちらの案がいいですというものではありません。この案のときにはこういう配慮をしなければならないし、この案のときにはこの部分は劣るが最大限こういう配慮をしなければならないという形で、方法書以降は、いずれか一方の案で調査、予測等が実施されると考えています。

**【岡崎委員】**

この地域で調査したことがあります。文献はよく集めていただいているものであり、配慮書からも読めばわかりますが、これには貴重植物が多いということは書かれていません。

今回の事業者の説明は非常に不十分で、実際にはこの地域というのは里山環境が人為的に大切に残されたところです。この計画地が民間用地と違って、公的に将来使用される予定があるために定期的に草刈をされてきたことによってこの地域では絶滅危惧種が辛うじて生きているのが実際です。枚方市では（植物相について）しっかり調べられていて、大阪府の中でとりわけしっかりしたリストがあがっています。

そういう地域に今回のような施設を建設するときは、もう少し環境に配慮というか、植物や動物に配慮した形を考えるのが普通の常識だと思っておりました。

今回、次の方法書があると聞いたので、安心して聞いておりました。もし希少種が出てきたら、方法書ではどう保全するかしっかり考えていただくのが今の常識だと思いますので、そういった計画案を立てていただきますでしょうか。何も出てこない場所ではありませんし、いい場所です。よろしくお祈いします。

**【会長】**

方法書のときに忘れないでという御意見ですね。

**【岡崎委員】**

そうです。

**【前畑委員】**

先ほどの地球温暖化の議論ですが、事業者のお答えは違うと思います。

相対的に小さい、何万台も通るところに数百台だから影響は小さいというが、そういうものがたくさんまとまって地球温暖化につながっているわけで、むしろ、どうすれば温室効果ガスを排出しないかということをもっと細かく見た方がいいと思います。

変わらないから、ほとんど影響がないから、2つの案で温室効果ガスの量が変わらないというが、もう少し温室効果ガスを出さないものを使用するとか提言されたらと思います。

**【会長】**

今の御意見等を踏まえてご検討されると理解しております。この施設の中には熱を利用した発電設備も設置するとか記載されているので、明らかに他の方法があってその方がいいというものがあれば、知事の意見の中に入ることになると思います。

**【岡委員】**

景観の眺望点ですが、遠くから見た眺望点が設定されていますが、国道 307 号（大阪府内）も公共的な眺望点ですので、道路からの見え方も眺望点として設定していただけますでしょうか。また、既存の建物がどう見えて、その後ろ側にどのように建設されるか、図でははっきり示されていませんが、煙突の位置がよくわかりません。煙突の位置も示してください。ほんのちょっとした違いでとてもよく見えたりすることもあります。見えて悪いわけではなく、見え方とか見える理由とかいろいろありますが、方法書以降は配慮していただきたいと思います。

**【業務受託業者】**

まず煙突の位置、今回予測している煙突の位置については、実際計画としてどこに建つが正直わからない状況なので、概ね区域の中央付近に建てた場合ということで検証しています。

ある意味計画の熟度が低い、概略の評価をしていると言わざるを得ないところがあります。ご指摘いただいた文献で挙げられているような展望台等だけではなくて、例えば道路沿いなど他にも見るべきところがあるという点については、今後ご指導いただく中で必要に応じ、方法書以降のしっかりとした調査の中では考えていく必要があると考えています。

**【秋山委員】**

スライドの 31 頁ですが、大気質の評価については、実際の計画されている排出量がよくわからないので、最大の値でということであるが、もう少し具体的になってくると、想定される着地濃度とかがはっきりするのでしょうか。

**【業務受託業者】**

今後の手続きの流れとして方法書があります。方法書ではどういう調査をして評価していくのかアセスの計画をまとめたものです。方法書を作成して現況の現地調査等をして予測した結果を今後準備書という形でとりまとめていくこととなりますが、概ねその時点では、施設計画との進捗との兼ね合いにもよりますが、ある程度メーカーから、うちのプラントでやればこれぐらいの排ガス量になるとか、プラントメーカーによってできるだけ最近ですと、少ない空気量で完全燃焼できるような技術が向上してきているので、排ガス量は過去に比べれば減っていく方向になるとは聞いています。

準備書作成段階頃には、メーカーからの情報を踏まえていけば、ある程度概ねこれぐらいになるのではないかと想定を設定していけるのではないかと考えています。準備書の段階ではその情報も踏まえて詳細に記載したいと考えています。

**【東野委員】**

大気データとしていろいろなモニタリングのものを使用されているのですが、例えば、枚方市の東部清掃工場は既に 9 年ほど稼動していますが、そちらの方でデータをとっているといます。そういうデータは活用できないのでしょうか。

**【業務受託業者】**

その東部清掃工場での排ガス量の実績とかを使用したかどうかという御意見でしょう



か。

**【東野委員】**

言い方が悪かったが、いわゆる周辺の大気環境についてです。

**【業務受託業者】**

今、即答できないのですが、公開しているモニタリングデータ等は有用だと思いますので、今後の手続き段階も含めて、ご指導も踏まえて、そういったデータがある場合には今後参考にしていきたいと考えています。

**【東野委員】**

あと気象条件、いわゆる夜間の逆転層の形成や局地風とかが大気濃度にかかなり影響してくるので、そういう調査や文献はないのでしょうか。

**【業務受託業者】**

今回のこの配慮書の段階では、そこまでの情報が近傍にないところでもあるので把握ができていませんが、そういう意味で今回の排ガスの拡散予測もある程度仮定のもとでの概略の予測と言わざるを得ないかなと思います。

実際、この事業を整備していったときに、周辺環境、住民に対して重大な影響がないのかというところを検証できないと問題があると思いますので、その点は準備書段階で、例えば、逆転層の状況とかについては、近傍に既存のデータがなければ、現地付近で上層気象の観測をするというようなことも視野に入れることもあり得るかなと考えておりますが、今後その調査内容については、次の方法書の段階でも具体的な調査計画をご提示させていただいた上でご審議いただくことになろうかと思っております。御意見も踏まえながら、今後の調査のあり方について考えていきます。

**【又野委員】**

鳥類についても希少種がいるので、方法書以降、ご配慮いただきますでしょうか。

要約書の2-2の自然状況の中の「コシアカツバメ」がミスタイプで「コシアケツバメ」となっています。分類ですが、配慮書の作成が平成29年の作成なので、最新の日本鳥類目録改訂第7版に順番を変えてください。方法書からはこれまでの調査結果を入れ替えないといけないかと思いますが、第7版に従って記載していただきたいと思っております。

**【会長】**

私の方からは、基本的なことを教えてほしいのですが、計画地盤高の120m、とか115mは、前提としてどういう経緯で考えたものか、補足説明していただければと思います。

**【事業者】**

120mは何かと言いますと、168トンの施設を作るためにどれぐらいの建物が必要かとプラントメーカーにアンケート調査しますと、建屋は最大で縦横約50m×100mの面積が必要であるということです。あと駐車場台数とかを示すと、約13,000㎡が必要であるということで、土地を削るとなると、120mぐらいの位置で13,000㎡が確保できます。さらにもう少し配慮して幹線道路から高低差をなくすためには、115mぐらい、あと5mぐらい下げても必要な面積が確保できるということです。

これ以上、下げたり上げたりすると、必要な面積が確保できないという中での最大、最小として複数案を設定した経緯があります。

**【中野委員】**

簡単に申し上げます。最後の総合評価で○(まる)とか△(さんかく)とか示されて

います。これが公表されてしまうと、この審査会が判断の場となってしまって、○とか△がつくということが、後々までの判断に影響してしまうことになるので、○とか△はとった方がよいと思います。

優位であるとか、決定的な判断の言葉はやめていただきますでしょうか。我々が認めたとということになるので、それだけはお願いしたいと思います。

【会長】

配慮書の中で、我々の責務というのは、これについて決定的におかしいとか、これに配慮しなさいという意見を述べるのですね。

【事務局】

はい。

【会長】

配慮書の様式はどうかとかはあるのですか。

【事務局】

配慮書を変更していただくというわけではありません。

配慮書についておかしな点については指摘をしていただくということですので、事業者は○（まる）や△（さんかく）という評価をしています。審査会としてこの案についてどうかという形でとりまとめていただければいいだけです。

【会長】

この段階でこういうことに配慮すべきであるとか、このへんの配慮が足りないのではないかとかという意見ですね。

【事務局】

審査会として、優劣を決めるということではありません。

大阪府の方ではこういった配慮書という手続きがありませんので、少し違和感があるような感じなのですが、資料2-4の20頁にありますように、本来、区域の位置、規模といったことも含めて色々と負荷を考えるということです。その下に書いてありますように、まさしくゼロオプションは今回設定しませんとなっています。

要するに、計画アセス的な部分のうち、位置とか規模、ゼロ案がどうか考えません。

あるいは、今回は場所や規模については、5頁のところで各種パブリックコメント等の手続きを踏まえた上で、位置は決定事項ですというような上にたって作られた書物ですので、対象にしているものが、工作物と配置だけになっているというだけなので、非常に制限された中で検証されています。

これがいいかどうか枠組みそのものについては、やはりこれは京都府さんの方にお任せすべきお話であらうかと思います。

京都府がこれによしとして受けた中での大阪府としての気がつくところ、気になるところの議論になるかと思しますので、よろしく願います。

【会長】

それでは、予定されていた時間が過ぎたので、特にという御意見があれば受けつけますが、よろしいですか。いずれにせよ、通常のアセスは次の方法書からというのが大阪府の条例ですが、京都府の場合は、その前に計画段階からアセスをやった方が事業により反映して、早い段階から環境配慮ができるということで、計画段階の手続きまでを条例に入れていているというわけで、なかなかわかりづらいが、例えば、この地域ではこうい

う生物がいるのももう少し配慮してほしいとか、大気についてもより詳細にきちんとした配慮をすべきであるとか、そういったようなことで、次の方法書のときに反映できるような意見を述べるのかと理解していますが、そういうことで事務局よろしいですか。

【事務局】

それで結構です。よろしくをお願いします。

【会長】

本日出された意見も議事録の形で少しまとめていただいて、その御意見も踏まえて知事意見を形成させていただきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、事業者の皆様、ご退席をお願いします。  
(事業者退席)

【会長】

それでは、事務局の方から、今後の手続きの流れなどについてご説明をお願いします。

【事務局】

資料2-5をご覧ください。

手続きの流れにつきましては図に記載のとおり、京都府における配慮書の公告・縦覧が4月25日から5月24日まで、住民の意見書の提出が6月7日まで、その後、京都府から大阪府へ意見書が送付され、大阪府においては、住民意見、枚方市長意見、本審査会意見を踏まえ、大阪府知事意見を京都府知事に申し述べることとしております。

京都府との協議により、京都府からの意見書の送付から40日以内に大阪府知事意見を申し述べることとしておりますので、今後のスケジュールとしましては、6月下旬に大気・騒音専門調査部会、7月上旬に事業計画専門調査部会と景観・文化財専門調査部会の合同部会を開催した上で、7月中旬、7月10日を目処に本審査会の答申をいただきたいと考えております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

只今説明がございましたが、何かご質問等はございますでしょうか。必要な部会を開催し、いただいた意見を踏まえた上で、7月10日頃に審査会での答申をいただきたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(出席委員了承)

それでは、議題2のところの説明がありましたように、事業計画専門調査部会の委員については、会長と曾和委員以外は、事案に応じて委員の指名をすることですので、指名をさせていただきたいと思ひます。

大気と景観が計画段階配慮事項に選定されておりますので、東野委員、岡委員に願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局から提案のスケジュール案のとおり、事業計画専門部会等を開催の上で進めさ

せていただきたいと思います。今後の開催日程等につきましては、私から事務局を通じてご案内させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ですが、よろしくお願いいたしますと思います。

また、本日の諮問を受け、手続きの流れとスケジュールをお聞きしたところ、この審査会としてのとりまとめに向けて、次回のこの審査会は事務局案のとおり、7月10日頃に開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

では、議事を進めたいと思います。

議題4の環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定について、事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

資料3をご覧ください。

技術指針については、事業者が行う環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるようにするために、大阪府環境影響評価条例の中で、技術的な事項を定めたものでして、今回、環境基準の改正等があり、その部分等の改定を行うものです。

一点目は、地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正により環境基準項目名の変更を行うもの、二点目が、土壌の汚染に係る環境基準の改正により環境基準項目を追加するものです。

また、第3章第4節の事後調査計画書の作成については、知事意見に対する事業者見解の措置に基づく実施状況については、これまで個別に事業者を指導して報告を求めていることから明文化するもので、第5節事後調査報告書の作成についても、同様に明文化するものです。以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

只今、技術指針の改定について事務局から説明がありました内容について、ご質問やご意見等はございますでしょうか。

環境基準の改正に伴うものについては、項目名の変更、追加を行うもので問題はないと思います。後半の事後調査計画書、報告書については、これまで実際には実施していた知事意見に対する事業者見解の実施予定や実施状況を明文化するものですが、よろしいでしょうか。

(出席委員了承)

それでは審査会としては意見なしということによろしいでしょうか。

(出席委員了承)

では、事務局で今後の作業をお願いいたします。この件についての今後の手続きについて事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

本日、ご審議をいただきました技術指針の改定に係る今後の手続きですが、今後1ヶ月間の府民意見募集を経て、必要に応じ案を修正し、改定の告示を行う予定です。改定後には委員の皆様にご報告いたします。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、議題5のその他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

特にございません。

【会長】

予定していた議事は以上ですが、委員の皆様方におかれましては他に何かご質問等ございますでしょうか。

本日の配慮書については、大阪府では審議会での審査は初めてということもあり、この位置づけがわかりづらいところではありますが、方法書以降の段階では、調査項目等がより具体的なものになり、これまでと同様の審査となりますので、今後、審査会が開催されることになりましたら、よろしく申し上げます。他には特に無いようですので、事務局に進行をお返しいたします。

【司会】

津野会長ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたりありがとうございました。

今後、取りまとめに向けて、委員の皆様方にはお忙しい中、お時間をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、会長からもありましたように配慮書につきまして、冒頭に事務局から配慮書の位置づけについてご説明した上で、審議していただければよかったですと思います。今後、会議の運営につきましては改めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。

以 上